

第15回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和4年4月26日（火）午前9時30分
場所：浜田市役所 4階 講堂 ABC

1 出席委員

【農業委員】（11名）

1 番 原田 義一	2 番 三浦 寿紀	6 番 野上 省三	7 番 岡本 健治
10 番 宮崎 龍生	11 番 玉田 一	12 番 高橋 伸幸	13 番 大崎 健太
14 番 中田 善喜	17 番 渡辺 弘之	18 番 奥迫 忠幸	

【農地利用最適化推進委員】（14名）

1 番 前田 正典	2 番 徳田マスエ	3 番 永見 繁廣	4 番 小谷 保雄
5 番 小川 明人	6 番 領家 悟	8 番 岡本 定文	10 番 橋本 安延
11 番 串崎 保雄	12 番 小松原常雄	14 番 河野 恒弘	14 番 近重 邦昭
17 番 岡田 勝	18 番 大谷 数義		

2 欠席委員

【農業委員】（8名）

3 番 佐々木京子	4 番 柿元 信次	6 番 川本 聖光	8 番 青葉 真
10 番 河崎 健	15 番 林 秀司	16 番 佐々森義見	19 番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】（4名）

9 番 藤若 裕香	13 番 渡邊 弘登	16 番 田村 邦麿	19 番 長野 昭三
-----------	------------	------------	------------

3 提出議案

○報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について
公共事業による廃土処理届出の変更について

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第5号 転用統制外証明願について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 官澤事務局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

事務局	<p>会議の開催前に報告事項があります。この度、4月1日の人事異動により前事務局長の後任として、官澤事務局長が農林振興課長と併任で、また、新たに佐々木主任主事が就任いたしましたのでご挨拶をさせていただきます。</p>
官澤事務局長 佐々木主任主事	<p>(それぞれあいさつ)</p>
事務局	<p>皆さまどうぞよろしくお願いいたします。 それでは会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>おはようございます。 ただいまから第15回の浜田市農業委員会総会を開催いたします。 先ほど、ご挨拶もございましたように、新しく官澤局長、佐々木主任主事が着任されました。 皆さま、ご協力をよろしくお願いいたします。 さて、昨日の天気を聞きますと、非常に厳しいようなことを言っておりますので、大事がなければ良いなと思っています。</p>
議 長	<p>本日の欠席は、農業委員の 3番 佐々木委員、4番 柿元委員、5番 川本委員、8番 青葉委員 9番 河崎委員、15番 林委員、16番 佐々森委員、19番 松山委員 農地利用最適化推進委員の 9番 藤若委員、13番 渡邊委員、16番 田村委員、19番 長野委員 以上、12名の方から欠席の届出が出ております。 なお、本日の議事録の署名者でございますが、 7番 岡本委員、10番 宮崎委員です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。</p>
事務局	<p>「提出議題（議案）の順番」、「会議の開催方法等」についてです。 議案の提出順は、今後「報告、議案、その他」の順に提案させていただきたいと考えております。 総会開催は今後も、人数を縮小する必要がある場合は、農業委員さんのみの開催、また、本庁・支所のテレビ会議等を利用したいと考えておりますので、その際にはご協力ください。 また、冊子が多いため、「次第」と「位置図・写真の資料」で議案説明させていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>事務局から、議事の進行等について説明がありました。 このことについてご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>

議 長	<p>無いようですので、先ほど事務局から説明がございました、会議の進行につきましては、そのような方法で進めて行きたいと思えます。 それでは、議事に入らせていただきます。 報告事項につきまして、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項の認定電気通信事業者等が行う農地転用届について説明させていただきます。</p> <p>この届出は、携帯電話無線基地局の設置で、令和2年1月23日の総会で報告された後、令和3年3月3日に取り下げられたものです。</p> <p>なお、この届出は、前回と同じ地番、同じ事業者であるため、現地確認は都合がつかしました1号のみ行いました。</p> <p>工期は、令和4年5月9日から12月30日までです。</p> <p>続きまして、「公共事業による廃土処理届出」の変更について、追加で提出がありました。</p> <p>当初、平成27年10月総会で受理し、令和3年4月23日総会で変更を受理した案件です。</p> <p>届出地は、金城町波佐の4筆の田畑です。場所は、〇〇です。</p> <p>完了時期を、令和4年3月31日から令和5年3月31日まで延長する内容です。埋め立て後は農地として整備し、土地所有者に返還する計画となっています。</p> <p>続きまして、先月総会でありましたご意見について、資料をご覧ください。</p> <p>先月の総会では「公共廃土については、一時転用であり農地に戻す必要があるのに農地に戻ってない。</p> <p>公共廃土で農地に戻さないなら、農地に戻さないで良い手続きをしてほしい。</p> <p>事業者の認識が甘いので、認識をもっといただくとともに、このようなことが続くのであれば、制度自体を変えなければならないのではないかと。というようなご意見をいただきました。</p> <p>ご意見をもとに「農業会議」「県本庁、浜田合庁」の担当課と連絡を取り合った結果、他市町村にもこのような事例があるようです。</p> <p>公共廃土については、できるだけ農地を避けて廃土していただく。</p> <p>非農地にできるものは、非農地証明で続きする。</p> <p>転用で農地以外にできるものは、4.5条手続きなどにより転用を行う。</p> <p>公共廃土で、恒久転用手続きができるものは、土地所有者、事業主体と協議し、恒久転用を行う旨の手続きし、その後、非農地証明、転用等により農地以外のものにするという手続きがあります。</p> <p>しかし、廃土を行う関係機関からの届出時期が遅かったりして、十分な協議ができないまま、手続きが簡易な公共廃土で届出され、現在の問題が発生しているのが現実ではないかと思われま。</p> <p>今後、県では、他市町村の公共廃土の状況を勘案しながら、適正な公共廃土処理手続きを行うよう関係機関へ依頼することを検討されるとのことでした。</p> <p>また、同様に浜田市においても担当部局に、公共廃土を行う場合は、事前協議等を行うよう依頼したいと考えております。</p> <p>公共廃土は、以上です。</p>
議 長	<p>以上で報告が終わりましたが、これらの件につきまして何かご意見等ありますでしょうか。</p> <p>先月の総会の際に公共廃土については、一時転用で何であれ、農地に戻す必要があるのに、処理をせずに農地に戻っていないのではないかと。という意見がありました。</p>

	<p>事業者の認識があまりなので、もう少し認識をもって欲しいという意味合いの質問がございまして、それらをもとに事務局から県なりに相談された結果が、先ほどのご報告のとおりですし、この資料載っているということでございます。何かご意見等ございましたらお願いします。</p>
10 番 宮崎委員	<p>ただいまの説明で、非農地として第三者に転売した場合、その場合に転用届が不要であるとなっておりますが、これはそもそも完全におかしいことではないかと思えますが。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>通知にはこのようにありますが、ケースによって転用が必要な場合もありますし、これにつきましてはもう一度確認させていただいて、またご報告をさせていただきたいと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>来月には間に合いましょうから、来月等で何か説明をさせていただくということでよろしいでしょうか。その他、ございますでしょうか。それでは、以上で報告事項を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>続きまして、議案に入ります。 議第1号、農用地利用集積計画の策定につきまして、議決を求めます。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申し出のありました利用権設定は、31件、73筆、86,188㎡で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。 公告期間は、令和4年4月28日から令和4年5月11日までの14日間を予定しております。利用権設定の開始日は令和4年5月1日以降としております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
12 番 小松原委員	<p>株式会社〇〇と言うのでしょうか、作物は何を作られるのでしょうか。</p>
事務局	<p>17番目は、大豆を作付けされています。</p>
議 長	<p>今の質問は、株式会社〇〇という組織が何をやるという様になっているかとの質問だったのですが、大豆を作っているということです。</p>

6 番 野上委員	今言われたように大豆と麦を作付けされるそうです。 地域の荒廃農地をおよそ 90%位耕作するということですが、今後も広げると というような考えでおられるそうです。
議 長	はい。以上のようなことをごさいますて、大豆等を作られるということをごさ います。そのほか、何かご意見等ごさいますでしょうか。
10 番 宮崎委員	うちの方でも田の方に大豆を作っているが、それと同じように助成金というの は一緒なのですか。
議 長	大豆作の助成金等は同じかという事ですね。
事務局	今、農業委員会の方で助成金のことについては把握しておりませんので、担当 の方に確認して、報告させてください。
14 番 中田委員	〇〇営農組合で、今回から水田で大豆とか作るようになりました。 その理由は、水田営農すると助成金が出ます。 畑で大豆を作っても助成金は出ません。 そのように伺って、田んぼで大豆を作っています。
議 長	水田で作ったら出るが、畑では出ない。ということで中田委員から報告があり ました。
6 番 野上委員	詳しいことは分かりませんが、一応、この基準で 5 年間耕作をすると、そ の内の 1 年間は水稻を作りなさい。と言うことがあるようです。 細かいことは市から直接、株式会社〇〇の方に説明されております。
議 長	それでは質問等無いようですので採決に入ります。 「農用地利用集積計画について」、原案どおり、ご承認いただける方の挙手 をお願いします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。全委員挙手でしたので承認いたします。
議 長	続きまして議第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の 説明をお願いします。
事務局	農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。 農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移

	<p>転や使用収益権の設定、移転などについてご審議いただきます。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>この許可申請は、先月3月25日総会でご報告申し上げた、空き家バンクにおいて農地法第3条第2項に規定する別段面積の指定を受けた土地について、農地法第3条の有償所有権移転にかかわる許可申請です。</p> <p>土地の所在等は、宇津井町の畑、1筆、159㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接に居住し譲り受けて耕作するためです。</p> <p>2号について説明します。本件は、有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在等は、国分町の畑、1筆、286㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>譲り渡し事由は、当該地域外に居住し耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためです。</p> <p>3号について説明します。本件は、有償移転にかかわる許可申請です。</p> <p>土地の所在等は、金城町入野の畑、2筆、合計面積102㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>譲り渡し事由は、譲り渡し人が相続で取得された当該農地について、相続人の世帯には農業従事者がおらず耕作できないため。譲り受け事由は、譲り受人の隣接地で譲り受けて耕作するためです。</p> <p>1号から3号につきまして、農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働条件の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当しないと判断いたしました。</p> <p>以上、3件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ただいま説明がございました。担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
18 番 大谷委員	<p>1号につきまして、18番 奥迫委員 もしくは 大谷委員 お願いします。</p>
	<p>ただいま説明がありましたように、耕地共々売却をされるようでございます。宇津井町〇〇町内は、私の記憶にあるところでは10軒か11軒ありましたが、現在は5軒となっております。</p> <p>若い方が空き家バンクを利用させていただいて住んでいただくと言うことは、現在5軒で生活されておられる〇〇町内にとっても喜ばしいことではないかと思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>2号について、14番 中田委員 もしくは 河野委員 お願いします。</p>
14 番 中田委員	<p>15日に市の担当者と確認に参りました。</p>
	<p>「2号」の国分町〇〇の土地は、隣の家の方が農地を買い取って家庭菜園をしたいと言うことですので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>3号につきまして、7番岡本委員もしくは小谷委員 お願いします。</p>

7 番 岡本委員	ただいまの事務局の説明とおりです。引き続き野菜を作られるそうなのでよろしくをお願いします。
議 長	第3条申請について説明がありましたが、何かご意見なりご質問などがございましたらお願いします。
議 長	ございませんでしょうか。無いようですので、採決に入ります。 農地法第 3 条の規定によります許可申請についてご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
会 長	ありがとうございました。全委員挙手でございますので許可といたします。
会 長	続きまして、議第 3 号 農地法第 4 条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 1号と2号について説明します。転用目的は共同住宅です。 この申請において同一個所について申請書が 2 枚提出されているのは、建物 2 棟を 2 回に分けて建築されており、申請者の申し出によりこのように手続きしておられます。 土地の所在は、長沢町の田、1 筆、295 m ² です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定がある地域であり、第 3 種農用地と判断いたしました。 建築は、昭和 54 年と昭和 63 年頃に既に完了しているため、顛末書が添付されており資金証明の添付はありません。 雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道へ排水処理されます。また万一の場合は、責任をもって対処するという申請をされています。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局からご説明がありましたが、担当委員から補足説明がございましたらお願いします。 1号につきまして、18 番 奥迫委員 もしくは 大谷委員をお願いします。
18 番 奥迫委員	写真を見ていただければ分かると思いますが、事務局の説明のとおり土を埋めていて、昔はこの辺りは全部田んぼだったのですが、顛末書のとおりです。 よろしくをお願いいたします。
議 長	第 4 条申請について説明が終わりました。何かご意見などがありましたらご発言をお願いします。

議 長	<p>ございませんでしょうか。無いようですので採決に入ります。 農地法第 4 条の規定によります許可申請について、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。全委員挙手でございますので、許可といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して農地以外の用途に転用したいという申請です。</p> <p>1 号について、説明いたします。転用目的は太陽光発電設備設置です。 土地の所在は金城町今福の畑、1 筆、4,099 m²です。場所は、〇〇です。 申請地は農用地区域外、都市計画区域外で、第 2 種農地と判断いたしました。 20 年以上前は牛を飼育していたため牧草を栽培しておられましたが、現在は何も栽培されておらず草刈り等の管理をされていますが、笹が茂っている個所がかなりありました。 この転用許可申請は、地上権設定、賃貸借で許可日から 22 年間としており、工事期間は、令和 6 年 12 月までとなっております。 太陽光の設置面積は周囲の土地を含めて、8,124 m²、建築面積 1,810.8 m²、太陽光パネル 900 枚程度を設置する予定です。 事業者が設置運営する場合は、農地以外の代替地等の検討が必要であり、検討していただきましたが、対象農地以外に条件の良い土地はありませんでした。 この転用では土地造成は行わないということで、雨水は地下浸透及び県道側溝に排水するため周囲への影響はないとのことでした。なお、万一の場合は責任を持って対処されるという申請です。 また、この案件につきましては、面積が 30a を超えるため当総会で承認後、県の常設審議委員会で審査、承認、許可することとなります。</p> <p>2 号について、説明いたします。転用目的は個人住宅です。 土地の所在は上府町の畑、1 筆、200 m²です。場所は〇〇です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第 2 種農地と判断いたしました。 昭和 50 年頃、既に個人住宅が建築されており、顛末書のとおりです。 また、資金証明はありません。 雨水及び生活排水は、合併浄化槽を経由して市道側溝へ放流されています。万一の場合は責任をもって対処するという申請内容です。</p> <p>3 号について、説明いたします。転用目的は納骨堂用地です。 土地の所在は国分町の畑、1 筆、24 m²です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第 2 種農地と判断いたしました。 昭和 50 年頃に保育園の園庭として土地造成し、その後、令和 3 年 6 月から 9 月に納骨堂を建設されたため顛末書が添付されており、資金証明はありません。 雨水は、地下浸透です。</p>

	以上、3件です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただいま事務局の方から説明がございました。担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。 1号につきまして、7番 岡本委員 もしくは 小谷委員お願いいたします。
7番 岡本委員	ただいまの事務局の説明とおりで。よろしくお願ひいたします。
議 長	2号、3号につきまして、14番 中田委員 もしくは河野委員お願いいたします。
14番 中田委員	この2件は、昭和の時代の案件です。 ただいま、説明がありましたとおりでですのでよろしくお願ひします。
議 長	第5条申請についてすべて説明が終わりましたが、ご意見やご質問などがありましたらお願いいたします。
議 長	ございませんでしょうか。無いようですので、採決に入ります。 第5条申請について、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございます。全委員挙手でございますので、許可いたします。
議 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、説明をお願いします。
事務局	転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願について説明させていただきます。 登記簿上の地目は、田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付するものです。 1号について、説明いたします。 土地の所在は、三隅町黒沢の田畑、33筆、合計面積18,798.3㎡です。 場所は、〇〇です。 証明願の内容は昭和63年月日不詳より耕作放棄、現況原野化しているという申請内容です。 2号について、説明いたします。 土地の所在は三隅町矢原の畑、1筆、482㎡です。場所は〇〇です。 証明願の内容は年月日不詳より耕作放棄、現況山林という申請です。

	以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいま、事務局から説明がございました。 担当委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 1号と2号について、6番 野上委員 もしくは 領家委員 お願いします。
6番 野上委員	今、事務局の説明された通りです。よろしく申し上げます。
議 長	以上で説明が終わりましたが、何かご意見なりご質問がございましたらお願いいたします。
議 長	無いようですので、採決に入ります。 転用統制外証明願について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	ありがとうございました。 全委員挙手でございますので、許可相当といたします。
議 長	農作業の標準賃金の改定につきまして、協議会委員の方は残っていただいて、協議したいと思います。 決定事項は、来月の総会で提案させていただきたいと思います。 よろしく願いいたします。
議 長	何かその他ございますでしょうか。
事務局	植本さん、説明事項がありますでしょうか。
農業振興公社 植本氏	(説明)
議 長	以上を持ちまして終わらせていただきます。 ありがとうございました。

終了 午前 10 時 36 分